

第十七号議案

江戸川区児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

江戸川区児童発達支援センター条例（令和三年六月江戸川区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表に次のように加える。

江戸川区葛西児童発達支援センター

江戸川区宇喜田町一七五番地

第三条第一項中「第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センター」を「第四十三条に規定する児童発達支援センター」に改め、同条第二項第二号中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第五項」に改め、同項第三号中「第六条の二の二第七項」を「第六条の二の二第六項」に改める。

第六条第一項第一号及び第二号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同項第三号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、江戸川区規則で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次項の規定 公布の日
- 二 第六条第一項の改正規定 令和五年四月一日
- 三 第三条の改正規定 令和六年四月一日

(準備行為)

2 江戸川区葛西児童発達支援センターの指定管理者(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、江戸川区長が指定する者をいう。)の指定その他指定のために必要な準備及び利用手続その他利用のための必要な準備は、施行日前においても行うことができる。

(説明)

新たに江戸川区葛西児童発達支援センターを設置するほか、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)の改正に伴い、児童発達支援センターの類型が一元化されるため及びこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(令和四年法律第七十六号)の施行に伴い、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。